



# 島根県報

令和8年4月10日（金）

号外 第 5 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(       "       )	3

# 告 示

## 島根県告示第240号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四31-内3地先から同地先まで	前	メートル 11.98～ 15.25	メートル 22.74	隠岐支庁県土整備局	道路改良工事 拡幅
			後	13.29～ 15.38	22.74		
県 道	七類雲津長浜線	松江市美保関町福浦48番地先から同58番2地先まで	前	9.61～ 11.40	12.58	松江県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	9.81～ 12.42	12.58		
"	枕木山線	松江市枕木町三ノ倉421番9地先から同番8地先まで	前	10.87～ 15.76	9.10	松江県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	10.87～ 18.65	9.10		
"	久利静間線	大田市長久町延里710番1地先から同市静間町1062番3地先まで	A	3.50～ 30.00	1,533.00	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 市道移管
			前 B	8.40～ 32.29	1,290.00		
		C	16.12～ 32.65	30.90			
		後 B	8.40～ 32.29	1,290.00			
		大田市静間町1250番1地先から同地先まで					
		大田市長久町延里710番1地先から同市静間町1062番3地先まで					

## 島根県告示第241号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田桜江線	大田市大田町吉永1390番4地先から同1428番7地先まで	メートル 400.54	令和8年 4月10日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	益田阿武線	益田市市原町イ393番2地先から同地先まで	64.10	令和8年 4月10日	益田県土整備事務所	